

連鎖倒産を防止する

「経営セーフティ共済」をご存知ですか？

～ 今なら 東京都が 掛金の一部を 助成します ～

中小企業基盤整備機構の「経営セーフティ共済」をご存知ですか？

「経営セーフティ共済」は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する共済制度です。取引先企業の倒産による連鎖倒産を未然に防止し、経営の安定を図ることを目的とした、中小企業倒産防止共済法に基づく制度です（全国の中小企業約 29 万社が加入）。

取引先が倒産した場合、積立金（掛金）の 10 倍 < 最高 3,200 万円 > の共済金の貸付けを受けられます。

共済金の貸付けは、< 無利子・無担保・無保証人 > です。

（ただし貸付額の 10 分の 1 に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます）

毎月の掛金は、5,000～80,000 円の範囲内（5,000 円刻み）で自由に選べます。

掛金は総額 320 万円まで積み立てできます。

掛金は、税法上「損金（法人の場合）」または「必要経費（個人事業）」に算入できます。

臨時に事業資金を必要とする場合は、「一時貸付金制度」も利用できます。

解約時には、掛金納付月数に応じて「解約手当金」が支給されます。

（掛金納付月数が 40 ヶ月以上の場合には、掛金総額の 100% が支給されます）

しかも

今なら「経営セーフティ共済」の掛金を東京都が助成します！

助成を受けられる方：東京都内に主たる事業所を有する中小企業者等で、平成 20 年 7 月から平成 21 年 12 月までに、新たに同共済に加入し、かつ、助成金の申請日までに 6 ヶ月以上の掛金（前納した金額を含む）を納付していること。

助成限度額：加入後 6 ヶ月分掛金（加入月を含む）の 4 分の 3。

（助成対象の掛金が「8 万円×6 ヶ月＝48 万円」の場合は、その 4 分の 3＝36 万円＝上限）

申請期間：平成 22 年 3 月 5 日（金）まで

ただし、助成予定件数（5,000 件）が設定されています。

いわゆる
早い者勝ちです！

上記制度・助成の詳細についてのお問い合わせ先は、裏面をご覧ください

